

# 資料①

5 建用調第 2 6 7 号  
令和 6 年 3 月 2 9 日

三環状道路整備推進部長  
各建設事務所長  
各公園緑地事務所長  
各支庁長

〕 殿

用 地 部 長  
(公印省略)

「建設局土地収用制度適用基準」の運用の一部改正について（通知）

標記の件について、下記のとおり改正しましたので通知いたします。

## 記

- 1 改正内容  
「建設局土地収用制度適用基準」の運用
- 2 改正理由  
別紙「改正理由・改正箇所」のとおり
- 3 施行日  
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 添付資料  
「適用基準運用 改正対照表」

【担当】  
建設局用地部調整課収用担当  
電話 03-5320-5269

# 資料②

## 「建設局土地収用制度適用基準」の運用

平成 15 年 3 月 31 日付 14 建用調第 169 号

令和 6 年 3 月 29 日付 5 建用調第 267 号

### 1 基準の運用にあたって

(1) 東京都の事業の施行に伴う損失補償基準等の各種規定、局長が発する用地取得方針、特定整備路線関係の通知に基づき土地所有者や関係人（以下「権利者」という。）の生活再建等に十分な配慮をしつつ、任意契約に向けた取り組みを計画的・戦略的に進めること。その取り組みを尽くしても契約合意できず、事業の早期完成のため緊急を要する場合や事業効果の早期発現に支障がある場合等には、建設局土地収用制度適用基準に基づき土地収用法に定める手続きを進めること。

(2) 前項の任意契約に向けた取り組みの例は次のとおり。

ア 権利者調査

イ 土地の測量について、権利者への依頼とその実施

ウ 隣接地との境界確認について、権利者や隣接地所有者への依頼とその実施

エ 物件調査について、権利者への依頼とその実施

オ 権利者への補償金の提示と契約合意にむけた折衝

カ 権利者への移転先の紹介、あっせん

2 基準第 3 条（適用対象事業の範囲）は、次により処理する。

(1) 本条の適用対象事業は、建設局所管事業とする。

(2) 本条第 1 号は、都市計画法第 59 条に規定する事業の認可（認可とみなされ承認を含む。以下同じ。）を受けた事業とする。

(3) 本条第 2 号は、土地収用法第 3 条各号のいずれかに規定する事業で、同法第 16 条に規定する事業の認定を受けた事業又は受けるべき事業とする。

3 基準第 4 条（都市計画事業の収用開始の申立ての時期）は、次により処理する。

(1) 本条に規定する事業は、基準第 3 条第 1 号に規定する事業のうち、都市計画法第 69 条の規定により適用される土地収用法第 31 条の規定により、収用の手続が保留された事業とする。

(2) 本条の「すみやかに収用開始の申立ての手続を行う」とは、基準に定める年数経過後、任意契約に向けた取り組みを十分に尽くしても契約合意が得られず用地取得ができないため、事業効果の早期発現に支障があるときに、すみやかに収用開始の申立ての準備に着手し、かつ 1 年以内に土地収用法第 34 条の規定による申立てを行うことをいう。

(3) 本条ただし書きの「事業の早期完成のため特に必要と認められるとき」とは、土地収用法第 31 条の手続の保留をしている起業地のうち本条本文に該当する以外のものについて、事業の早期完成のため緊急を要する場合又はその他特別の事由がある場合のことをいう。

4 基準第 5 条（法第 3 条事業の事業の認定の申請の時期等）は、次により処理する。

(1) 本条に規定する事業は、基準第 3 条第 2 号に規定する事業（例えば、道路法による道路事業）とする。

(2) 本条の「すみやかに事業の認定の申請手続を行う」とは、基準に定める年数を経過し、又は用地取得率が基準を超え、任意契約に向けた取り組みを十分に尽くしても契約合意が得られず用地取得ができないため、事業効果の早期発現に支障があるときに、すみやかに事業の認定の申請の準備に着手し、おおむね 2 年以内に土地収用法第 16 条の規定による申請を行うことをいう。

(3) 基準第 4 条の収用手続開始の申立ての際、工事の必要等により事業認可を受けた区域以外の土地を同一時期に収用又は使用する必要がある場合は、本条及び基準第 4 条の規定との整合を図るものとする。

(4) 事業の認定の申請の際は、原則として土地収用法第 31 条に規定する手続の保留の申立ては行わないものとする。

(5) 本条ただし書きの「事業の早期完成のため特に必要と認められるとき」とは、土地収用法の事業認定（都市計画法に基づくみなし適用を含む）を受けていない事業のうち本条本文に該当する以外のものについて、事業の早期完成のため緊急を要する場合又はその他特別の事由がある場合のことをいう。

5 基準第 6 条（裁決申請の時期）は、次により処理する。

(1) 本条第 1 項第 1 号のアの「すみやかに裁決申請の手続を行う」とは、基準に定める年数を経過し、又は用地取得率が基準を超え、任意契約に向けた取り組みを十分に尽くしても契約合意が得られず用地取得ができないため、事業効果の早期発現に支障があるときに、すみやかに土地収用法第 39 条の規定による裁決の申請を行うことをいう。

(2) 本条第 1 項第 1 号のイ、本条第 1 項第 2 号及び同号ただし書きについては、土地収用法第 29 条により事業の認定の告示（同法 34 条の 5 に基づく準用を含む）があった日から 1 年以内に同法第 39 条第 1 項の規定による裁決の申請をしないときは、事業の認定は、期間満了の日の翌日から将来に向かってその効力を失うため、必ず 1 年以内に裁決の申請を行う必要があることに十分に注意すること。

(3) 本条第 2 項の「建設局長があらかじめ指定する重要路線」は毎年度に局長が発する用地取得方針に基づく指定路線とし、「建設局長があらかじめ指定する重要路線に係る箇所並びに事業の早期完成のため緊急を要する箇所及びその他特別の事由があると認められる

箇所」は、用地部長と事前に調整したうえで、事務所長等が決定する。なお、用地部が政策連携団体に用地取得の委託をしている箇所（鉄道連続立体交差事業を除く）についても同様とする。

#### 6 基準第7条（明渡裁決の申立ての時期）の処理について

本条の明渡裁決の申立ては、土地収用法第48条に規定する権利取得裁決のみでは目的を達成することができないことに留意し、土地所有者及び関係人の生活再建等の事情により、裁決の申請と同時に又は裁決申請後に適宜申立てを行うものとする。なお、基準第3条第2号の事業については、事業の認定の告示があった日から4年以内に明渡裁決の申立てをしないとき、事業の認定は、期間満了の日の翌日から将来に向かって、その効力を失うこととなる。この場合において、既にされた土地収用法第45条の2の裁決手続開始の決定及び権利取得裁決等は、取り消されたものとみなされる。また、都市計画法の認可事業については、都市計画法第71条第2項に基づき、権利取得裁決があつた後、都市計画法第62条第1項（第63条第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示に係る事業施行期間を経過するまでに明渡裁決の申立てがないときは、その期間を経過した時に、すでにされた裁決手続開始の決定及び権利取得裁決は、取り消されたものとみなされるので、注意すること。

#### 7 基準第8条（適用の保留）の処理について

本条により収用制度の適用を保留する事業であっても、支障要因の早期解消を図るなど、諸条件をすみやかに整え、収用制度を適用できるよう努めるものとする。

#### 8 基準第9条（委任）の処理について

(1) 事務所長等は、本運用3、4に該当する事業及び5(1)に該当する事件（ただし用地部機動取得推進課が所管する特定整備路線等を除く）の中から、次のア、イに該当するものを決定する。なお、用地部が政策連携団体に用地取得の委託をしている事業や事件（鉄道連続立体交差事業を除く）のうち次のア、イに該当するものについては、その事業や事件の所管事務所長等が決定する。

ア 収用手続開始の申立て及び事業認定の申請をする事業

イ 裁決申請及び明渡裁決の申立てをする事件

(2) 用地部機動取得推進課が所管する特定整備路線等のうち、裁決申請及び明渡裁決の申立てをする事件は、用地部長が決める。

(3) この基準の運用に際し、土地価格の固定、権利割合の鑑定等についても用地部所管課と事前に十分協議するものとする。

(4) (1)、(2)で収用手続開始の申立て、事業認定の申請、裁決申請及び明渡裁決の申立てをすることとした事業や事件については、それらの所管課が裁決申請予定調書を作成し、用

地部機動取得推進課に提出する。

#### 9 附則について

この基準の第4条、第5条第1項又は第6条第1項第1号アの規定に該当する路線及び箇所のうち、予算その他の事由から手続を行うことが困難と認められるものは、用地部長が定める。

# 資料③

## 「建設局土地収用制度適用基準」の運用の改正

以下のとおり、必要な改正を行う。

### 1 改正理由と改正箇所

(別添、対照表を参照)

- ・収用手続きの開始判断について、実務に合わせた改正

○改正後の 1、3 (2)、(3)、4 (2)、(5)、5 (1)

任意契約に向けた取り組みを尽くしても契約合意せず、事業の早期完成のため緊急を要する場合や、事業効果の早期発現に支障がある場合に、収用手続きを進めることを明示

- ・特定整備路線への対応

○改正後の 8 (1)、(2)

機動取得推進課の案件は用地部長が、事務所の案件は事務所長が収用手続きを進めることを決定することとした。

- ・特定整備路線以外の収用手続きの開始決定

○改正後の 5 (3)、8 (1)、(2)

機動取得推進課の案件は用地部長が、事務所の案件は事務所長が収用手続きを進めることを決定することとした。特に都市計画事業で認可から5年未満、取得率80%未満の場合は用地部長と調整のうえ、事務所長等が決定することとした。

- ・平成15年度の制定以降、組織改正や用地取得方針の改正等を実施したが、それらに対応していない部分を削除

○改正前の 2 (3)

都市再開発法第51条に規定する事業計画の認可を受けた第二種市街地再開発事業については、都市整備局の所管のため削除

○改正前の 3 (3)、4 (5)、5 (4)

「局長指定の重要路線」、「緊急又は特別の事由がある箇所〔収束促進箇所、すいすい事業、関連事業及び委託事業等〕」は、現行の用地取得方針には記載がないため削除

○改正前の 8 (4)

事務提要は廃止されたため削除

- ・根拠があいまいな個所は削除

○改正前の 4 (2)、5 (1)、(2)

残画地が7以上ある場合の適用保留は削除

- ・事業認定から1年以内に手続開始することを明示

○改正前 5 (2)、(3) → 改正後 5 (2)

一つの規定にまとめた。

- ・権利取得裁決申請と明渡し申立の分離を明示

○改正後の6

同時でも分離でも可能なことを明示

- ・実務上、実施していないことは削除

○改正前の8（1）、（2）

- ・裁決申請予定調書の作成について明示

○改正後の8（4）

## 2 施行予定

令和6年4月1日

# 資料④

## 「建設局土地収用制度適用基準」の運用

新	旧
<p>1 基準の運用にあたって</p> <p><u>(1)東京都の事業の施行に伴う損失補償基準等の各種規定、局長が発する用地取得方針、特定整備路線関係の通知に基づき土地所有者や関係人（以下「権利者」という。）の生活再建等に十分な配慮をしつつ、任意契約に向けた取り組みを計画的・戦略的に進めること。その取り組みを尽くしても契約合意できず、事業の早期完成のため緊急を要する場合や事業効果の早期発現に支障がある場合等には、建設局土地収用制度適用基準に基づき土地収用法に定める手続きを進めること。</u></p> <p><u>(2)前項の任意契約に向けた取り組みの例は次のとおり。</u></p> <p><u>ア 権利者調査</u></p> <p><u>イ 土地の測量について、権利者への依頼とその実施</u></p> <p><u>ウ 隣接地との境界確認について、権利者や隣接地所有者への依頼とその実施</u></p> <p><u>エ 物件調査について、権利者への依頼とその実施</u></p> <p><u>オ 権利者への補償金の提示と契約合意にむけた折衝</u></p> <p><u>カ 権利者への移転先の紹介、あっせん</u></p>	<p>1 基準の運用にあたって</p> <p><u>事業用地の取得は、任意折衝による円満解決を原則とするものであるが、局長通知により改正された基準の趣旨を踏まえ、積極的に土地収用制度の活用に努めるものとする。</u></p>
<p>2 基準第3条（適用対象事業の範囲）は、次により処理する。</p> <p>(1)本条の適用対象事業は、建設局所管事業とする。</p> <p>(2)本条第1号は、都市計画法第59条に規定する事業の認可（認</p>	<p>2 基準第3条（適用対象事業の範囲）は、次により処理する。</p> <p>(1)本条の適用対象事業は、<u>「建設局所管事業」</u>とする。</p> <p>(2)本条第1号は、<u>「都市計画法第59条に規定する事業の認可（認可</u></p>

可とみなされ承認を含む。以下同じ。)を受けた事業とする。

(3) (削除)

(3)本条第2号は、土地収用法第3条各号のいずれかに規定する事業で、同法第16条に規定する事業の認定を受けた事業又は受けるべき事業とする。

3 基準第4条(都市計画事業の収用手続開始の申立ての時期)は、次により処理する。

(1)本条に規定する事業は、基準第3条第1号に規定する事業のうち、都市計画法第69条の規定により適用される土地収用法第31条の規定により、収用の手続が保留された事業とする。

(2)本条の「すみやかに収用手続開始の申立ての手続を行う」とは、基準に定める年数経過後、任意契約に向けた取り組みを十分に尽くしても契約合意が得られず用地取得ができないため、事業効果の早期発現に支障があるときに、すみやかに収用手続開始の申立ての準備に着手し、かつ1年以内に土地収用法第34条の規定による申立てを行うことをいう。

(3)本条ただし書きの「事業の早期完成のため特に必要と認められるとき」とは、土地収用法第31条の手続の保留をしている起業地のうち本条本文に該当する以外のものについて、事業の早期完成のため緊急を要する場合又はその他特別の事由がある場合のこと

とみなされ承認を含む。以下同じ。)を受けた事業」とする。

(3)都市再開発法第51条に規定する事業計画の認可を受けた第二種市街地再開発事業については、本条第1号に規定する事業に含むものとし、基準第4条及び第6条中「事業の認可の告示があった日から」を「事業計画の決定の公告があった日から」と読み替えるものとする。

(4)本条第2号は、「土地収用法第3条各号のいずれかに規定する事業で、同法第16条に規定する事業の認定を受けた事業又は受けるべき事業」とする。

3 基準第4条(都市計画事業の収用手続開始の申立ての時期)は、次により処理する。

(1)本条に規定する事業は、「基準第3条第1号に規定する事業のうち、都市計画法第69条の規定により適用される土地収用法第31条の規定により、収用の手続が保留された事業」とする。

(2)本条の「すみやかに収用手続開始の申立ての手続を行う」とは、「基準に定める年数経過後、すみやかに収用手続開始の申立ての準備に着手し、かつ1年以内に土地収用法第34条の規定による申立てを行うこと」をいう。

(3)本条ただし書きの「事業の早期完成のため特に必要と認められるとき」とは、「あらかじめ局長が指定する重要路線及び用地部長が必要と認めた路線(緊急又は特別の事由がある箇所〔収束促進箇所、すいすい事業、関連事業及び委託事業等〕のうち、事業の早期完成のため

<p>をいう。</p>	<p><u>め緊急を要する場合又はその他特別の事由がある場合で、用地部長が必要と認めるとき</u>をいう。</p>
<p>4 基準第5条（法第3条事業の事業の認定の申請の時期等）は、次により処理する。</p> <p>(1) 本条に規定する事業は、基準第3条第2号に規定する事業（例えば、道路法による道路<u>事業</u>）とする。</p> <p>(2) 本条の「すみやかに事業の認定の申請手続を行う」とは、基準に定める年数を経過し、又は用地取得率が基準を超え、<u>任意契約に向けた取り組みを十分に尽くしても契約合意が得られず用地取得ができないため、事業効果の早期発現に支障があるときに、すみやかに事業の認定の申請の準備に着手し、おおむね2年以内に土地収用法第16条の規定による申請を行うこと</u>をいう。</p> <p>(3)（現行のとおり）</p> <p>(4)（現行のとおり）</p> <p>(5) 本条ただし書きの「事業の早期完成のため特に必要と認められるとき」とは、<u>土地収用法の事業認定（都市計画法に基づくみなし適用を含む）を受けていない事業のうち本条本文に該当する以外のものについて、事業の早期完成のため緊急を要する場合又はそ</u></p>	<p>4 基準第5条（法第3条事業の事業の認定の申請の時期等）は、次により処理する。</p> <p>(1) 本条に規定する事業は、<u>「基準第3条第2号に規定する事業（例えば、道路法による道路）」</u>とする。</p> <p>(2) 本条の「すみやかに事業の認定の申請手続を行う」とは、<u>「基準に定める年数を経過し、又は用地取得率が基準を超えたとき、すみやかに事業の認定の申請の準備に着手し、おおむね2年以内に土地収用法第16条の規定による申請を行うこと」</u>をいう。<u>ただし、基準に定める年数を経過し、又は用地取得率が基準を超えた場合において、未契約の画地数が7以上あるときは、基準の適用を留保することができるものとする。</u></p> <p>(3) 基準第4条の収用手続開始の申立ての際、工事の必要等により事業認可を受けた区域以外の土地を同一時期に収用又は使用する必要がある場合は、本条及び基準第4条の規定との整合を図るものとする。</p> <p>(4) 事業の認定の申請の際は、原則として土地収用法第31条に規定する手続の保留の申立ては行わないものとする。</p> <p>(5) 本条ただし書きの「事業の早期完成のため特に必要と認められるとき」とは、<u>「用地部長が必要と認めた路線（緊急又は特別の事由がある箇所〔収束促進箇所、すいすい事業、関連事業及び委託事業等〕のうち、事業の早期完成のため緊急を要する場合又はその他特別の事</u></p>

<p><u>の他特別の事由がある場合のこと</u>をいう。</p>	<p><u>由がある場合で、用地部長が必要と認めるとき</u>をいう。</p>
<p>5 基準第6条（裁決申請の時期）は、次により処理する。</p> <p>(1) 本条第1項第1号のアの「すみやかに裁決申請の手続を行う」とは、<u>基準に定める年数を経過し、又は用地取得率が基準を超え、任意契約に向けた取り組みを十分に尽くしても契約合意が得られず用地取得ができないため、事業効果の早期発現に支障があるときに、</u>すみやかに土地収用法第39条の規定による裁決の申請を行うことをいう。</p> <p>(2) 本条第1項第1号のイ、<u>本条第1項第2号及び同号ただし書きについては、土地収用法第29条により事業の認定の告示（同法34条の5に基づく準用を含む）があった日から1年以内に同法第39条第1項の規定による裁決の申請をしないときは、事業の認定は、期間満了の日の翌日から将来に向かってその効力を失うため、必ず1年以内に裁決の申請を行う必要があることに十分に注意すること。</u></p> <p><u>(3) 削除</u></p> <p><u>(3) 本条第2項の「建設局長があらかじめ指定する重要路線」は毎</u></p>	<p>5 基準第6条（裁決申請の時期）は、次により処理する。</p> <p>(1) 本条第1項第1号のアの「すみやかに裁決申請の手続を行う」とは、<u>「基準に定める年数を経過し、又は用地取得率が基準を超えたと</u>き、すみやかに土地収用法第39条の規定による裁決の申請を行うこと」をいう。<u>ただし、基準に定める年数を経過し、又は用地取得率が基準を超えた場合において、未契約の画地数が7以上あるときは、事業計画を踏まえ、順次、裁決申請の手続を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 本条第1項第1号のイの「<u>第4条により収用手続開始の申立てを行った事業についてすみやかに裁決申請の手続を行う</u>」とは、「<u>次の場合に、すみやかに土地収用法第39条の規定による裁決の申請を行うこと</u>」をいう。<u>ただし、未契約の画地数が7以上あるときは、事業計画を踏まえ、順次、裁決申請の手続を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 本条第1項第2号の「事業の認定の告示があった日から1年以内に裁決申請を行う」とは、「土地収用法第29条の規定により事業の認定の告示があった日から1年以内に同法第39条第1項の規定による裁決の申請をしないときは、事業の認定は、期間満了の日の翌日から将来に向かって、その効力を失うため、必ず1年以内に裁決の申請を行うこと」をいう。</u></p> <p><u>(4) 本条第2項の「事業の早期完成のため緊急を要する箇所及びその</u></p>

年度に局長が発する用地取得方針に基づく指定路線とし、「建設局長があらかじめ指定する重要路線に係る箇所並びに事業の早期完成のため緊急を要する箇所及びその他特別の事由があると認められる箇所」は、用地部長と事前に調整したうえで、事務所長等が決定する。なお、用地部が政策連携団体に用地取得の委託をしている箇所（鉄道連続立体交差事業を除く）についても同様とする。

他特別の事由があると認められる箇所」とは、「あらかじめ局長が指定する重要路線及び用地部長が必要と認めた路線（緊急又は特別の事由がある箇所〔収束促進箇所、すいすい事業、関連事業及び委託事業等〕のうち、事業の早期完成のため緊急を要する場合又はその他特別の事由がある場合で、用地部長が必要と認めるとき」をいう。

6 基準第 7 条（明渡裁決の申立ての時期）の処理について  
本条の明渡裁決の申立ては、土地収用法第 48 条に規定する権利取得裁決のみでは目的を達成することができないことに留意し、土地所有者及び関係人の生活再建等の事情により、裁決の申請と同時に又は裁決申請後に適宜申立てを行うものとする。なお、基準第 3 条第 2 号の事業については、事業の認定の告示があった日から 4 年以内に明渡裁決の申立てをしないとき、事業の認定は、期間満了の日の翌日から将来に向かって、その効力を失うこととなる。この場合において、既にされた土地収用法第 45 条の 2 の裁決手続開始の決定及び権利取得裁決等は、取り消されたものとみなされる。また、都市計画法の認可事業については、都市計画法第 71 条第 2 項に基づき、権利取得裁決があつた後、都市計画法第 62 条第 1 項（第 63 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による告示に係る事業施行期間を経過するまでに明渡裁決の申立てがないときは、その期間を経過した時に、すでにされた裁決手続開始の決定及び権利取得裁決は、取り消されたものとみなされるので、注意すること。

6 基準第 7 条（明渡裁決の申立ての時期）の処理について  
本条の明渡裁決の申立ては、土地収用法第 48 条に規定する権利取得裁決のみでは目的を達成することができないため、原則として基準第 6 条の裁決の申請と同時に行うものとする。ただし、土地所有者及び関係人の生活再建等の事情により同時申請することが著しく困難な場合は、裁決申請後、適宜申立てを行うものとする。  
なお、基準第 3 条第 2 号の事業については、事業の認定の告示があった日から 4 年以内に明渡裁決の申立てをしないとき、事業の認定は、期間満了の日の翌日から将来に向かって、その効力を失うこととなる。この場合において、既にされた土地収用法第 45 条の 2 の裁決手続開始の決定及び権利取得裁決等は、取り消されたものとみなされるので、注意を要する。

<p>7 基準第8条（適用の保留）の処理について （現行のとおり）</p>	<p>7 基準第8条（適用の保留）の処理について 本条により収用制度の適用を保留する事業であっても、支障要因の早期解消を図るなど、諸条件をすみやかに整え、収用制度を適用できるよう努めるものとする。</p>
<p>8 基準第9条（委任）の処理について</p> <p><u>(1) (削除)</u></p> <p><u>(1) 事務所長等は、本運用3、4に該当する事業及び5(1)に該当する事件（ただし用地部機動取得推進課が所管する特定整備路線等を除く）の中から、次のア、イに該当するものを決定する。なお、用地部が政策連携団体に用地取得の委託をしている事業や事件（鉄道連続立体交差事業を除く）のうち次のア、イに該当するものについては、その事業や事件の所管事務所長等が決定する。</u></p> <p><u>ア (削除)</u></p> <p><u>ア</u> 収用手続開始の申立て及び事業認定の申請を<u>する</u>事業</p> <p><u>イ</u> 裁決申請及び明渡裁決の申立てを<u>する</u>事件</p> <p><u>(2) 用地部機動取得推進課が所管する特定整備路線等のうち、裁決申請及び明渡裁決の申立てをする事件は、用地部長が決める。</u></p> <p><u>(3) この基準の運用に際し、土地価格の固定、権利割合の鑑定等に</u></p>	<p>8 基準第9条（委任）の処理について</p> <p><u>(1) 基準に該当する事業の具体的な取扱については、すべて用地部へ事前に協議するものとする。</u></p> <p><u>(2) 事務所長等は、次の事業及び事件について毎年度当初、用地部長へ報告するものとする。</u></p> <p><u>ア 当該年度において、基準に規定する年数に該当する事業又は既に該当している事業、及び基準に規定する用地取得率が該当する事業又は既に該当している事業</u></p> <p><u>イ 当該年度において、収用手続開始の申立て及び事業認定の申請を予定している事業</u></p> <p><u>ウ 当該年度において、裁決の申請及び明渡裁決の申立てを予定している事件</u></p>

<p>ついても用地部<u>所管課</u>と事前に十分協議するものとする。</p> <p><u>(4) (削除)</u></p> <p><u>(4) (1)、(2)で収用手续開始の申立て、事業認定の申請、裁決申請及び明渡裁決の申立てをすることとした事業や事件については、それらの所管課が裁決申請予定調書を作成し、用地部機動取得推進課に提出する。</u></p>	<p><u>(3) この基準の運用に際し、土地価格の固定、権利割合の鑑定等についても用地部と事前に十分協議するものとする。</u></p> <p><u>(4) この基準の運用に際し、収用事務の流れ、工程、必要書類等については、用地事務提要（上・下巻）の土地収用関係を参考とするものとする。</u></p>
<p>9 附則について</p> <p><u>この基準の第4条、第5条第1項又は第6条第1項第1号アの規定に該当する路線及び箇所のうち、予算その他の事由から手続を行うことが困難と認められるものは、用地部長が定める。</u></p> <p><b>【参考】</b></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>9 附則について</p> <p><u>(1) 附則の2の「別に定めるところにより」とは、「この基準の第4条、第5条第1項又は第6条第1項第1号アの規定に該当する路線及び箇所のうち、別途用地部長が定める路線及び箇所」をいう。</u></p> <p><b>【参考】</b></p> <p><u>あらかじめ局長が指定する重要路線とは、毎年度策定する用地取得方針（局長決定）に定める路線とする。</u></p>

# 資料⑤

## 建設局土地収用制度適用基準

平成 5 年 3 月 31 日制 定【4 建用調第 383 号・平成 5 年 4 月 1 日施行】

平成 12 年 7 月 26 日一部改正【12 建用調第 41 号・平成 12 年 8 月 1 日施行】

平成 15 年 3 月 26 日一部改正【14 建用調第 169 号・平成 15 年 4 月 1 日施行】

用 地 部 調 整 課

# 建設局土地収用制度適用基準

## （目的）

第1条 この基準は、建設局所管事業における土地収用制度の適用についての基本的な事項を定めることにより、事業の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

## （用語）

第2条 この基準で使用する用語は、土地収用法（昭和26年法律第219号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例による。

## （適用対象事業の範囲）

第3条 この基準の適用対象事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 都市計画法の事業の認可（認可とみなされる承認を含む。以下同じ。）を受けた事業（以下「都市計画事業」という。）
- 二 前号の事業を除く、土地収用法第3条各号のいずれかに規定する事業（以下「法第3条事業」という。）

## （都市計画事業の収用手续開始の申立ての時期）

第4条 収用手续を保留している都市計画事業については、事業の認可の告示があった日から5年を経過したとき、又は用地取得率（取得予定総面積に対する取得面積の割合をいう。以下同じ。）が80パーセントを超えたときに、すみやかに収用手续開始の申立ての手続を行うものとする。ただし、事業の早期完成のため特に必要と認められるときは、経過年数及び用地取得率にかかわらず収用手续開始の申立ての手続を行うことができる。

## （法第3条事業の事業の認定の申請の時期等）

第5条 法第3条事業については、用地幅杭の打設（用地測量の完了時）から4年を経過したとき、又は用地取得率が80パーセントを超えたときに、すみやかに事業の認定の申請手続を行うものとする。ただし、事業の早期完成のため特に必要と認められるときは、経過年数及び用地取得率にかかわらず事業の認定の申請手続を行うことができる。

- 2 前項の事業の認定の申請手続を行うときは、原則として収用手续の保留の申立ては行わないものとする。ただし、当該事業の認定の申請に係る事業規模及び現地の状況等により特に必要と認められるときは、その一部について収用手续の保留の申立てを行うことができる。

(裁決申請の時期)

第6条 裁決申請の時期は、次のとおりとする。

一 都市計画事業

ア 収用手続きが無保留の事業

事業の認可の告示があった日から5年を経過したとき、又は用地取得率が80パーセントを超えたときは、すみやかに裁決申請の手続を行うものとする。

イ 第4条により収用手続き開始の申立てを行った事業

収用手続き開始の告示があった後、すみやかに裁決申請の手続を行うものとする。

二 法第3条事業

事業の認定の告示があった日から1年以内に裁決申請を行うものとする。ただし、前条第2項ただし書により収用手続きの保留を行ったときは、当該収用手続き開始の告示があった日から1年以内に裁決申請を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、建設局長があらかじめ指定する重要路線に係る箇所並びに事業の早期完成のため緊急を要する箇所及びその他特別の事由があると認められる箇所は、必要に応じ裁決申請の手続を行うものとする。

(明渡裁決の申立ての時期)

第7条 都市計画事業及び法第3条事業の明渡裁決の申立ては、原則として、前条の裁決申請と同時に行うものとする。

(適用の保留)

第8条 前4条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この基準の適用を保留することができるものとする。

一 事業の客観的な必要性について、地域住民等の世論形成が不十分なとき。

二 他の事業や、地元の地方公共団体・行政機関等との協力関係に重大な支障を及ぼすおそれのあるとき。

三 関係人等との折衝経緯からおおむね1年以内に任意による用地取得が完了することが確実と判断されるとき。

四 前各号のほか、特に必要があるとみとめられるとき。

(委任)

第9条 この基準の施行について必要な事項は、用地部長が定める。

## 附 則

この基準は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の第 4 条、第 5 条又は第 6 条第 1 項第 1 号の規定に該当する路線及び箇所のうち、予算その他の事由から手続を行うことが困難と認められるものについては、別に定めるところにより、当分の間、手続を保留する。
- 3 平成 12 年度については、すでに決定された裁決申請予定調書に掲げる路線及び箇所をもって、この基準における収用手続開始の申立て、事業認定の申請又は裁決申請を行うものとされた路線及び箇所とみなす。

## 附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の第 4 条、第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項第 1 号アの規定に該当する路線及び箇所のうち、予算その他の事由から手続を行うことが困難と認められるものについては、別に定めるところにより、当分の間、この基準の適用を保留する。

各建設事務所長  
各公園緑地事務所長  
各支庁長

】 殿

建設局長  
花井徹夫  
(公印省略)

## 令和 6 年度の用地取得について

建設局では、「未来の東京」戦略に基づき、成長と成熟が両立した持続可能な都市・東京の実現に向け総合的な施策を展開し、「T O K Y O 強靱化プロジェクト」に基づく都市基盤の効果的・重点的な整備を推進していく。

事業を進める上で必要な用地の確保は不可欠であり、とりわけ、骨格幹線道路や木密地域における特定整備路線について、徹底した進行政管理、用地取得事務の迅速化、職員のスキルアップを図りながら、効率的・効果的な用地取得を進めていく必要がある。

このため、今年度の用地取得に当たっては、事業の優先度を明確にして、戦略的な取組により事業効果の早期発現に努められたい。

用地取得業務を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるが、下記の事項に十分留意し、用地の取得に万全を期されたい。

## 記

### 1 主要事業における着実な用地取得

#### (1) 骨格幹線道路について

慢性的な交通渋滞の解消には、道路ネットワークの早期形成が不可欠であり、区部放射・環状線や多摩南北・東西方向の骨格幹線道路の早期整備が重要である。

そのため、これら骨格幹線道路の用地取得については、進行政管理を徹底するとともに工事工程を踏まえたスケジュールを策定するなど、具体的な取組を進め必要な用地の確保に努めること。

#### (2) 特定整備路線について

特定整備路線については、地域の防災性を向上させる重要な事業として、「未来の東京」戦略（令和 3 年 3 月）や「防災都市づくり推進計画」基本方針（令和 2 年 3 月）において、「2025 年度末全線整備」という政策目標が掲げられているほか、令和 4 年 1 2 月に策定された「T O K Y O 強靱化プロジェクト」においても事業効果の早期発現に向けた整備の重要性が示された。さらに、令和 5 年 1 2 月公表の「T O K Y O 強靱化プロジェクト upgrade I」

では、特定整備路線の整備推進がリーディング事業に新たに位置付けられている。

これまで、マンパワーを効率的に配置し、関係権利者への折衝を全面的に展開した取組により、令和5年度末の全体の取得率は約67%となっており、全区間で工事着手し、交通開放や用地取得が完了した路線など目に見える形で成果が現れてきている。

今後は、これまでの取組を更に加速することとし、令和6年1月に発出した「特定整備路線の整備の方針等について（通知）」に定める事業効果の発現が早期に見込まれる区間においては、今年度用地部に新設した機動取得推進課で、集中的な用地取得を進めていく。

一方、残る用地には、境界未確定や高低差処理への対応、移転先の確保など、取得にあたり様々な課題がある。

事務所におかれては、用地部門と工事部門が一層連携して関係権利者へ積極的に働きかけるとともに、これまでの相談窓口による支援に加え、今年度から開始する相談窓口に来所が困難な高齢者等を対象とした訪問型の支援も活用するなど、これまで以上にきめ細やかな生活再建支援を行い、用地取得を推進すること。

### (3) その他の主要事業について

橋梁整備事業では等々力大橋（仮称）など、交通安全施設事業では町田街道・五日市街道等の第3次交差点すいすいプランなど、中小河川整備事業では善福寺川上流調節池（仮称）・石神井川上流地下調節池など、砂防海岸事業では大金沢など、公園整備事業では篠崎公園・中藤公園などといった優先度の高い事業については、迅速な整備を行うため、工事部門と連携を密にするとともに、進行管理を徹底し、着実に用地取得を進めること。

## 2 事業効果の早期発現に向けた用地取得の推進

用地取得に当たっては、特に工事につながる案件に重点的に取り組み、事業効果の早期発現を図ること。

そのため、権利者多数の共有土地や寺院墓地、大規模工場敷地など、用地取得に時間を要するものについては、当初から計画的な取得スケジュールを策定し、確実な取得に努めること。

また、その他の困難案件についても、工事時期までに確実な取得を行うため、収用を視野に入れた時点から収用チェックリストを活用し、折衝記録の整備、権利者の特定、一団の土地の地積測量図の作成など必要な準備を計画的に行うよう進行管理を行うこと。

## 3 用地業務の効率化について

用地業務を担う人員・体制の構築が厳しい中、用地取得の効率化を図っていく必要がある。補償算定、契約及び登記の書類作成といった多岐にわたる用地事務について、仕事の進め方を見直すとともに、システムの導入に向けた検討をすすめている。

また、民間事業者への用地取得業務の委託について、昨年度から3路線を試行として開始しており、今年度は1路線を追加する。この試行による効果検証を行い、本格導入に向けて検討していく。

各事務所等においても、用地業務の効率化に向け積極的な取組を行うとともに、迅速で円滑な用地取得が行えるよう、工夫を凝らしながら執行力の向上を図ること。

#### 4 用地取得の進行管理

各種の進行管理会議等を活用し、事業効果の早期発現に向けた進行管理を行うとともに、その目的が確実に達成できるよう予算の執行調整を行い、計画的な用地取得を推進する。

また、これまで以上に残事業量の把握を徹底し、収束に向けた進行管理を強化する。

##### (1) 事業効果の早期発現に向けた進行管理

計画的に用地取得を完了させるため、「用地部指定路線」、「用地部指定案件」を指定し、ロードマップを活用した進行管理を行う。

「用地部指定路線」は、局として重要と位置付けられる路線や収束路線から指定する。

「用地部指定案件」は、解決により工事着手が可能になるなど、事業効果が特に高い案件及び直ちに工事に繋がる案件ではないが、解決までに相当の時間を要する事が想定されるなど、事業を進捗させる上で重要な案件を指定する。

##### (2) 用地推進会議

事務所長と局幹部、用地部長及び関係部長とが、事務所における用地取得のマネジメント方針について確認した上で、主要事業における用地取得の課題や取組状況等について、率直かつ活発に意見交換を行い、相互の協力体制を築き用地取得を推進するための進行管理、執行調整を行う。

##### (3) 用地調整会議

事務所用地課長と用地部用地課長とが計画的かつ着実な用地取得を図るために開催する。主要事業を中心に、予算執行及び工事工程上重要な案件について、各関係人別の詳細な進行管理、執行調整を行う。

##### (4) 事務所における進行管理

事務所長は、予算の執行と主要事業の課題解決に向けた計画を着実に実行するため、事務所の状況にあわせた進行管理、目標設定、人材育成など、様々な視点で「用地取得のマネジメント方針」を明確にし、リーダーシップを発揮して用地取得を推進すること。

##### (5) 国庫補助金（交付金）の完全執行

国庫補助金については、完全執行するため特に執行管理を徹底すること。

#### 5 適切な損失補償の実施

用地取得に当たっては、東京都の事業の施行に伴う損失補償基準その他の関係通知に基づき、適切な損失補償を実施すること。

そのため、補償対象者、補償対象物件を正確に把握するよう、土地、物件及び権利関係の調査を的確に実施する。その上で、現に施行されている損失補償基準・通知等を遺漏なく適用し、事案決定規

程、公有財産規則等に従って、補償額を決定する。また、契約の締結及び履行に当たっては、契約事務規則、契約事務の委任等に関する規則、会計事務規則等の関係規則に従い、適切に処理すること。

## 6 用地職員の育成

### (1) 職場づくり

テレワークの定着等により、職員同士が離れて勤務することが日常になりつつあるため、オンライン会議を含めた定期的なミーティングの開催による情報の共有化を図り、用地事務未経験でも職場内で気軽に相談できる一体感のある職場づくりに努めること。

### (2) 用地取得に係る研修の充実等

毎年、用地部が実施している用地部署研修について、新任職員、担当職員を必ず受講させ、実務能力の向上を図ること。

基礎的な研修に加え、「部署研修 用地問題解決科」を受講させるなど、用地取得の中核となる職員の育成に努めること。

なお、オンラインでの研修は、用地経験のある職員も聴講可能であるため、知識を再確認する機会として積極的に活用すること。

また、用地事務未経験者等が迅速に用地折衝を行うことができるように、経験豊富な用地専門課長などが中心となって、職場内において、OJT等によるきめ細やかな職員の指導、育成を行うこと。

### (3) 用地事例発表会への取組

他者に発表・説明することは、自らの理解を深める上での良い機会である。毎年度実施している用地事例発表会に積極的に参加し、ノウハウの蓄積・吸収に努めること。また、発表準備に際しては、年度当初から、事務所を挙げて発表事例の収集に取り組むこと。

## 7 用地専門課長の役割

用地専門課長は、用地取得業務の中核を担い、困難案件に立ち向かうとともに業務改革の中心になることが期待されている。事務所が抱える困難案件については、包括的に進行管理し、収用手続への移行時期を適切に見極めること。

また、経験の浅い職員を含め用地取得を担当する職員の人材育成に積極的に貢献すること。

## 8 関係権利者への的確できめ細やかな対応

### (1) 関係権利者への対応

関係権利者に対しては、丁寧で分かりやすい説明に努め、事業への理解が得られるよう折衝を行うこと。関係権利者とは折衝を継続することが大切であり、特に質問や相談等を受けた際は返答の見込み時期を伝えるなど、誠意ある対応を行うこと。

また、関係権利者からの裁決申請請求・補償金支払請求や関係権利者に対する生活再建措置等については、用地説明会や折衝等の場において周知を図ること。

さらに、新規事業化路線については、必要に応じて個別相談会等を実施し、関係権利者の不安解消及び生活再建の支援に努めること。

(2) 確実な物件移転の促進

関係権利者の生活再建の支援に努め、契約期限内の移転の徹底を図ること。

また、未移転物件については、移転完了・更地化まで、法的手続（訴訟提起、強制執行及び行政代執行）も視野に入れながら折衝を継続し、早期解決に努めること。

(3) 生活再建支援策の活用

生活再建支援策として、代替地の提供、都営住宅等公営住宅へのあっせん、移転資金の貸付及び「アットホームオンラインシステム」による不動産情報の提供などに努めること。

また、特定整備路線で行う優遇金利による貸付について、積極的に周知を図ること。

9 取得後の用地の適切な管理

取得後の用地については、「建設局所管公有財産管理要綱」等に基づき、管理担当課に確実に引き継ぐこと。

# 資料⑦

5 建用用第 1 7 8 号  
5 建道建街第 6 9 号  
令和 6 年 1 月 5 日

第二建設事務所長  
第三建設事務所長  
第四建設事務所長  
第五建設事務所長  
第六建設事務所長

殿

建設局長  
(公印省略)

## 特定整備路線の整備の方針等について（通知）

首都直下地震の切迫性が危惧される中、木造住宅密集地域の防災性向上に大きな効果を有する特定整備路線の整備は喫緊の課題であり、「防災都市づくり推進計画（令和2年3月）」に基づき事業を推進しているところである。

こうした中、昨年度「TOKYO 強靱化プロジェクト」が策定され、特定整備路線の事業効果の早期発現に向け、用地取得の加速や緊急車両の通行路の整備等の重要性が改めて示された。さらに、令和5年12月公表の「TOKYO 強靱化プロジェクト upgrade I」では、特定整備路線の整備推進がリーディング事業に新たに位置付けられたところである。

そのため、事業効果の発現が早期に見込まれる下記の区間\*においては、時機を逸することがないように用地取得に取り組むこととする。特に用地取得が一定の割合に達した路線の区間では、工事工程等を踏まえた用工連携による戦略的な取組により、事業の推進を図ること。

なお、用地取得にあたっては、関係権利者の個別事情に寄り添ったこれまで以上に手厚い支援など、事業を着実に進めるための更なる取組を展開していく。引き続き、関係権利者の意向を把握し、適切な支援策を提案するなどの丁寧な対応により、用地取得の促進に努められたい。

### 記

#### （1）収束段階の路線\*\*

原則、事業区間内全て

#### （2）用地取得が一定の割合に達した路線

##### ア 道路の新設が主な路線

原則、緊急車両等の通行路が確保されていない防災上脆弱な区間及び、鉄道交差事業等の関連事業が特定整備路線の事業進捗に影響する区間

イ 現道拡幅が主な路線

原則、右折レーンの設置など緊急車両の円滑な通行を確保するために必要な区間

※この通知文では、事業認可を取得した単位を「路線」という。また、「路線」のうち、一部の範囲を「区間」という。

**【問合せ先】**

用地部 用地課 街路用地担当

富岡、佐々木 TEL 03-5000-4477

道路建設部 街路課 木密路線整備担当

吉田、山内、亥子、新井 TEL 03-5320-5346

# 資料⑧

5 建用用第 2 4 2 号  
令和 6 年 3 月 4 日

各建設事務所長 殿  
各公園緑地事務所長 殿

用地部長  
(公印省略)

令和 6 年度 機動取得推進課への引継案件及び  
返還案件並びに事務所との事務分担の決定について（通知）

標記の件について、「機動取得室（用地部）担当箇所選定委員会」において総合的に審議した結果、下記のとおり決定されましたので通知します。

機動取得推進課への引継案件については、関係者の意向を迅速に把握し、適切かつ丁寧な対応により用地取得の促進に努めていきます。所管事務所におかれましても、引き続き事務所と本庁が一体となって用地取得に取り組んでいくために、ご協力をお願いします。

## 記

### 1 引継案件、返還案件の決定

別紙 1 のとおり （一部事務所が対象）

令和 6 年 1 月 5 日付 5 建用用第 1 7 8 号にて通知された、事業効果の発現が早期に見込まれる区間を有する特定整備路線の事業推進に資する案件について、個別事情等を鑑み選定したものです。

### 2 引継ぎ実務

別途調整のうえ、令和 6 年度早期に実施しますので、ご協力をお願いします。

### 3 用地部と事務所との事務分担

別紙2のとおり（全事務所が対象）

機動取得推進課に用地総括担当が創設され、案件の進捗及び予算執行の管理、審査業務が行えるようになったことなどを踏まえ、これまでの役割分担を見直して用地部と事務所との役割分担を新たに決めました。

なお、物件調査等の委託については令和6年度に新規発注するものから機動取得推進課にて対応します。

担当：機動取得担当 福智  
電話：03-5320-5278



# 用地部機動取得推進課と事務所との事務分担表

別紙2

平成20年5月9日20建用第36号決定  
 令和5年4月1日一部改正 令和5年3月8日4建用第258号決定  
 令和6年4月1日一部改正 令和6年3月4日5建用第242号決定

令和6年度の用地部新組織(機動取得推進課)移行に伴い、用地部機動取得推進課と事務所の役割分担を新たに定める。  
 事務所との情報共有を強化するため、機動取得推進課用地総括担当から事務所用地課調整担当に対して進捗状況報告を定期的に行う。  
 本表で示しているのは基本的な役割分担であり、個別のケースで適用困難な場合は本庁と事務所協議する。

項目	事務分担		説明事項
	用地部	事務所	
用地説明会			
用地説明会	●	△	事業開始に伴う説明会は実施済みと思われるが、マンションの折衝開始に伴う説明会は機動取得推進課で対応(必要があれば事務所の対応あり。)
用地測量			
境界確定		○	境界確定及び登記に必要な測量図面等の作成については、事務所工事課で行う。
残地測量		○	
関連委託	△	○	境界立会や分筆等で公共嘱託登記委託が必要な場合、機動取得推進課が発注し、履行確認は工事課の協力のもと、行う。
調整方法 機動取得推進課(調整) ⇔ 事務所工事課(調整ルートは各事務所ルールによる・調整結果を機動取得推進課から用地課に共有)			
土地再評価 (特定整備路線のうち、別表に掲げる路線 その他路線・事業では残事業全部を引き継ぐ場合)			
土地鑑定委託	●		(1)鑑定評価委託は機動取得推進課対応
再評価事務・議案作成	●		(2)再評価事務、議案作成(財産価格審議会案件)は機動取得推進課対応
財務局調整・財産価格審議会	●		(3)財産価格審議会は機動取得推進課対応
調整方法 機動取得推進課(調整・起案・決定) ⇔ 調整課土地評価担当(決定後に機動取得推進課から事務所用地課へ通知)			
残地取得(一括協議済の箇所以外であり、機動取得推進課が引き継ぐ案件)			
残地取得協議	●	△	利用計画、利用方針作成 (決定権者が所長であるため、起案は事務所)
管理区分照会	●	△	照会の発信者が所長であるため、起案は事務所
調整方法 機動取得推進課(調整) ⇔ 事務所用地課・工事課・管理課・補修課・路政課(調整ルートは各事務所ルールによる)			
有償譲渡の届出(機動取得推進課が引き継ぐ案件)			
先買いの可否決定・通知	●	△	決定後に機動取得推進課から事務所用地課へ通知
調整方法 機動取得推進課(調整・起案・決定) ⇔ 事務所用地課			
補償関連委託(調査・積算・算定・土壌汚染・権利調査)			
委託発注	●		(1)物件調査(再調査)、調査積算委託等は機動取得推進課が発注する
成果品チェック	●		(2)成果品内容チェック、完了検査は機動取得推進課が行う
木造建物評価及び工法認定	●	△	(3)木造建物評価及び工法認定は、用地部評定委員会が決定(木造建物評価の路線内バランス等は事務所と調整)
調整方法 機動取得推進課(調整・起案・決定) ⇔ 事務所用地課			
物件補償金額・残(借)地補償金額算定			
補償金算定	●		(1)補償金再算定(単価改定含む)、審査・仮決定は機動取得推進課が行う ただし、事務所にて仮決定済で再算定することなく提示・契約する場合はそのまま事務所仮決定を採用する
高額案件協議	●		
収用案件協議	●		(2)高額案件協議は機動取得推進課が行う(事務所実施済の場合を除く)
補償金再算定	●		(3)そのほか再算定に必要な作業は機動取得推進課が行う
店舗等賃貸基準額	●		※案件引継までに算定や協議が終了していない場合は、機動取得推進課が行う
存置協議	●	△	機動取得推進課が事務所工事課へ協議
調整方法 機動取得推進課(調整・仮決定・存置協議) ⇔ 調整課物件評価担当、土地評価担当(協議が必要な場合)、事務所工事課(存置協議) (決定後に機動取得推進課から事務所用地課に通知)			

項目	事務分担		説明事項
	用地部	事務所	
用地折衝及び契約締結			
用地折衝・契約	●		(1)用地折衝から、契約締結まで機動取得推進課が実施する
点検測量		○	(2)分筆登記等に必要の図面等は、機動取得推進課から事務所工事課へ提供依頼
契約締結原議作成・決定	●		(点検測量の実施調整、マンションの建物図面作成委託は機動取得推進課)
契約台帳記帳	●		(3)契約は局長名で行う。原議決裁は事務所協議しない
個人番号に関する事務	●	○	個人番号の取得は機動取得推進課が行い、事務所で保管
調整方法 機動取得推進課(調整・起案・決定) ⇄ 本庁各部署(契約)(決定後に機動取得推進課から事務所用地課に通知) (調整) ⇄ 事務所工事課(点検測量・分筆資料)(調整ルートは各事務所ルールによる) (徴収・持参) ⇄ 事務所用地課(個人番号)			
登記事務			
登記嘱託書作成・申請	●		登記嘱託書等登記に必要な書類は機動取得推進課で作成し、知事名で嘱託登記(局長には登記は委任されていないため)
調整方法 機動取得推進課(調整・投込) ⇄ 法務局			
土地代金・補償金の支払い			
支出手続き	●		機動取得推進課で対応
調整方法 機動取得推進課(起案・決定) ⇄ 会計管理局等			
物件移転、立ちのき			
物件移転・立ちのき	●		機動取得推進課で対応
物件移転等完了確認	●		
残金支払い	●		
調整方法 機動取得推進課(移転促進等) ⇄ 関係人・会計管理局等			
移転期限延長等			
移転期限延長契約	●		機動取得推進課で対応し、原議決裁は事務所協議しない
繰越手続	●		
調整方法 機動取得推進課(起案・決定) ⇄ 本庁各部署(決定後に機動取得推進課から事務所用地課に通知)			
税務署協議			
事前協議		○	変更協議(所轄税務署説明)は事務所と調整した上で、機動取得推進課が対応 当初事前協議に係る事務所長名で作成・発行(東京国税局確認)
変更協議(残地取得協議含む)	●	△	
証明書類作成発行	△	○	
証明書類送付	●		
調整方法 機動取得推進課 ⇄ 事務所用地課、所轄税務署(税務署変更協議完了後に事務所へ公印の押印を依頼)			
計画線指示	△	○	残地再建工事に伴う計画線、将来高さ指示は事務所工事課で対応
調整方法 機動取得推進課 ⇄ 事務所工事課(調整ルートは各事務所ルールによる・調整結果を機動取得推進課から事務所用地課に共有)			
生活再建対応			
代替地提供協議	●		機動取得推進課で対応(都営住宅幹旋等含む)
資金貸付協議	●		
調整方法 機動取得推進課 ⇄ 管理課移転支援担当(調整結果を機動取得推進課から用地課に共有)			
取得用地の引き渡し、管理柵等設置			
事務所用地課への取得用地の引き渡し	●	△	(1)機動取得推進課は、物件移転完了日に移転完了を事務所へ通知し、同日から事務所が管理 (2)管理柵等の設置依頼関係事務は機動取得推進課で対応 (管理柵等の設置案作成、事務所工事課協議、関係人との調整等) (3)管理課への引継ぎ等は事務所用地課で対応 (4)建設局所管公有財産管理要綱に基づき事務所で管理
管理柵の設置依頼事務	●	△	
調整方法 機動取得推進課 ⇄ 事務所用地課(土地引き渡し)、事務所工事課(管理柵設置) なお、調整ルートは各事務所ルールによる			
移転完了後の問合せ対応	●	△	機動取得推進課引継ぎ案件の関係人から、機動取得推進課宛てに事業用地管理に関する問合せがあった時は、受け付けた上で事務所用地課へ連絡し、対応を依頼
給水管ほか埋設管撤去委託		○	
主な収用手続き			
収入手続き依頼	●		事務所の協力が必要なときは、随時協力を依頼する。 (例:意見書の作成、替地請求の調整、工事工程表の作成等)
土地調査・物件調査資料作成	●	△	
裁決申請・明渡裁決申立て	●	△	
補償金の払渡し、供託等	●		
登記の嘱託	●		
手続保留の解除		○	
事業認定		○	
調整方法 機動取得推進課 ⇄ 事務所用地課、事務所工事課(調整ルートは各事務所ルールによる)			
代執行手続き			
代執行請求(財務局調整)	●	△	※補助業務委託、動産保管業務は建設局対応が必要な場合に限る。
補助業務委託	●	△	現地本部設置等委託は機動取得推進課が行うが、工事課契約については事務所が行う。
動産保管業務	●	△	動産の保管場所確保、移転義務者への引渡、廃棄等の対応は機動取得推進課が主で行う。
所内調整		○	所内で対応・調整が必要な事項は、事務所用地課が各課に対応依頼・調整する
調整方法 機動取得推進課 ⇄ 財務局、事務所用地課、事務所工事課			

項目	事務分担		説明事項
	用地部	事務所	
監査・検査対応			
東京都 内部監査	●	△	機動取得推進課が主で対応し、必要に応じて事務所用地課へ協力依頼する。
国費完了検査・会検	△	○	事務所が主で対応。国費充当の可否は事務所に確認の上、決定
訴訟等対応			
調整会議・推進会議・用工会	●	△	機動取得推進課が主で対応し、必要に応じて事務所用地課へ協力依頼する。 特定整備路線のうち、別表に掲げる路線であるか、その他路線・事業では残事業全部を引き継ぐ場合、機動取得推進課が取りまとめ、事務所用地課同席の上、説明を行う。
相談窓口との連絡調整	●	○	担当する画地にかかる日常の活用、年度末の窓口評価等はそれぞれが行う。日報は本庁及び事務所へ同報でも可能。

〈参考〉その他の事務

項目	事務分担		説明事項
	用地部	事務所	
予算関係			
予算管理	●		予算要求・執行予定・進行管理
決算	●		決算見込・決算報告書の作成
認可申請	●		国費の認可申請書の作成
月例報告	●		月例報告書の作成
台帳	●		土地台帳・補償台帳の記載
経理(支出)	●		補償費の支出に関すること
庶務事務			
旅費、超勤	●		旅費、超勤、特勤等の取りまとめ
諸会議資料作成	●		調整会議、推進会議、選定委員会等資料作成等
財産情報システムの登録	△	○	機動取得推進課から、必要な情報を事務所へ提供
起案文書等の引継ぎ	●		更地化翌年度に機動取得推進課が起案文書移管手続の上、事務所へ引継ぎ
その他庶務事務	●		

※1 『●』=機動取得推進課業務、『△』=一部事務分担あり、『○』=事務所業務

(別表)一部事務を機動取得推進課が担当する路線

補助26東北沢
補助28大井
補助227大和町
補助26千早
補助81南池袋
補助82上池袋
補助82池袋本町
放射32押上
補助143東小岩
補助136本木
補助138興野

# 資料⑨

## 令和6年度 機動取得推進課 事務分担表

令和6年5月1日時点

担当者		所管事務						
用地促進担当部長(総合調整担当部長兼務)								
対象外								
機動取得推進課長		機動取得推進課総括(機動取得室長)、一般路線G総括						
対象外								
機動取得担当課長		機動取得推進課木密路線G総括						
対象外								
用地収用担当課長		機動取得推進課収用G総括						
対象外								
用地専門課長(機動取得推進課)		困難案件用地取得及び収用案件の指導助言						
対象外								
用地専門課長(調整課)		収用案件に係る用地専門課長(機動取得推進課)との連携・フォロー						
対象外								
担当者	事務分担			備考				
(用地総括担当)								
統括課長代理	対象外	庶務総括(課全体)、課内調整・各班の進行管理、鑑定委託業者選定、監査・検査事務に関すること、進行管理会議・幹部説明・視察資料等作成、次年度引継案件選定に係る調整(部内・各部・各事務所)、選定委員会事務局、課内他に属さないこと		指定画地の進行状況について、各事務所と総括的な調整・情報共有を行う				
主任	対象外	予算・決算・支出事務、月報・土地及び補償台帳・各種調査報告、契約事務、進行管理会議等の資料作成に係ること(補助)、監査・検査事務に係ること(補助)、次年度引継案件選定(選定基準の整理及び各種調整)、選定委員会資料作成、DX推進		統括課長代理の補佐を行う(特命事項等) ICTリーダー 事務改善検討会との連携・機動班ポータルサイトの運営・改善・普及				
主事	対象外	旅費・超勤・特勤・勤怠、研修、組織定数要求、コンプライアンス(個人情報管理含む)、文書事務(公用請求・事務所文書返却・ワンプシ預け・開示請求対応)、物品・消耗品・金券類管理、事務所依頼・報告(取得用地引継ぎ、防塵、測量、税務協議等)、庁有車						
主事	対象外	-----		不開示				
主事	対象外	物件算定の指導・審査、格付け、工法認定、監査検査対応、物件調査委託、積算委託、土壌汚染調査委託、DX推進(補助) 一般路線案件、木密路線案件(二建・四建)		収用移行案件に係る調整課物件班との調整(現担班と連携)				
主事	対象外	物件算定の指導・審査、格付け、工法認定、監査検査対応、物件調査委託、積算委託、土壌汚染調査委託 木密路線案件(三建・五建・六建)		収用移行案件に係る調整課物件班との調整(現担班と連携)				
担当者	事務所	案件番号	路線名	権利者等	R5担当			
(用地促進担当)								
課長代理	一建	2102	対象外	不開示	対象外			
主事	北北建一課	2223						
	北北建一課	2224						
	北北建一課	2222						
	一建	2201						
	一建	2202						
主事	西建	2227						
	四建一課	業務支援	DX推進(補助)					
(機動取得担当)								
課長代理	一建	2101	対象外	不開示	対象外			
主事	東部公園	2125						
	二建	1902						
	五建	2305						
	五建	2306						
	北南建	2314						
	四建一課	業務支援						
土地評価:練馬城址	北北建一課	1907						
(機動取得担当)	四建一課	1801						
課長代理	南西建	2018						
主事	北南建	2310						
	北南建	2311						
	南東建	2218						
	六建	2213						
	西部公園	1806						
土地評価:武蔵野3・4・24	三建	1903						

木 密 路 線 1 G	(用地促進担当) 課長代理	対象外	二建	2301	不 開 示	補26(東北沢)	不 開 示	対 象 外					
	主 事		二建	2401		補26(東北沢)							
			二建	2204		補28(大井)							
			三建	2411		補227(大和町)							
			三建	2413		補227(大和町)							
			二建	2103		対象外							
			二建	2104		補26(東北沢)							
			二建	2105		補26(東北沢)							
			二建	2203		補28(大井)							
			三建	2108		補227(大和町)							
	土地評価:東北沢					DX推進(補助)							
木 密 路 線 2 G	(機動取得担当) 課長代理	対象外	二建	2313	不 開 示	補28(大井)	不 開 示	対 象 外					
	主 事		二建	2403		補28(大井)							
			二建	2404		補28(大井)							
			三建	2002		補227(大和町)							
			三建	2410		補227(大和町)							
			三建	2407		補227(大和町)							
			三建	2408		補227(大和町)							
			三建	2409		補227(大和町)							
			二建	2402		補26(東北沢)							
			二建	2405		補28(大井)							
	二建	2406	補28(大井)										
	(機動取得担当) 課長代理	対象外	三建	2302	不 開 示	補227(大和町)	不 開 示	対 象 外					
主 事	三建		2303	補227(大和町)									
	三建		2304	補227(大和町)									
	三建		2415	補227(大和町)									
	三建		2414	補227(大和町)									
	三建		2207	補227(大和町)									
	(機動取得担当) 課長代理		対象外	三建		2205			不 開 示	補227(大和町)	不 開 示	対 象 外	
主 事	三建			2206		補227(大和町)							
	三建			2416		補227(大和町)							
	三建			2412		補227(大和町)							
	四建	2005		補82(上池袋)									
	四建	2007		補82(上池袋)									
	(用地促進担当) 課長代理	対象外		六建	2117	不 開 示	補136(本木)	不 開 示		対 象 外			
主 事	六建			2120	補138(興野)								
	四建			2433	補82(上池袋)								
	四建			2434	補82(上池袋)								
	四建		2435	補82(上池袋)									
	四建		2436	補82(上池袋)									
	四建		2437	補82(上池袋)									
	六建		2309	補138(興野)									
	六建		2307	補138(興野)									
	六建		2119	補138(興野)									
	土地評価:本木・興野					DX推進(補助)							
木 密 路 線 2 G	(機動取得担当) 課長代理	対象外	四建	2430	不 開 示	補82(上池袋)	不 開 示	対 象 外					
	主 任		四建	2432		補82(上池袋)							
			四建	2429		補82(上池袋)							
			四建	2431		補82(上池袋)							
			四建	2438		補82(池袋本町)							
			四建	2439		補82(池袋本町)							
			南東建	2217		対象外							
			南東建	2219		対象外							
			(機動取得担当) 課長代理	対象外		四建			2440	不 開 示	補82(池袋本町)	不 開 示	対 象 外
	主 事		四建			2441			補82(池袋本町)				
四建		2442	補82(池袋本町)										
四建		2443	補82(池袋本町)										
四建		2444	補82(池袋本町)										
四建		2445	補82(池袋本町)										
	四建	2446	補82(池袋本町)										
	土地評価:上池袋・池袋本町												
	(機動取得担当) 課長代理	対象外	四建		2450	不 開 示	補82(池袋本町)	不 開 示	対 象 外				
主 事	四建		2451		補82(池袋本町)								
	四建		2452	補82(池袋本町)									
	四建		2453	補82(池袋本町)									
	四建		2454	補82(池袋本町)									
	四建		2455	補82(池袋本町)									
	四建		2456	補82(池袋本町)									
	四建		2457	補82(池袋本町)									
	四建		2458	補82(池袋本町)									

木 密 路 線 3 G	(用地促進担当) 課長代理	対象外	五建	2116	不 開 示	補143(東小岩)	不 開 示	対 象 外
	主 事		五建	2115		補143(東小岩)		
			五建	2463		放32(押上)		
			五建	2464		放32(押上)		
			五建	2460		放32(押上)		
			五建	2461		放32(押上)		
			五建	2462		放32(押上)		
			北南建	2123		放32(押上)		
	土地評価:東小岩			対象外				
	(機動取得担当) 課長代理	対象外	四建	2426	不 開 示	補26(千早)	不 開 示	対 象 外
	主 任		四建	2427		補26(千早)		
			四建	2428		補26(千早)		
			四建	2425		補26(千早)		
			四建	2417		補81(南池袋)		
			四建	2421		補81(南池袋)		
			四建	2110		補26(千早)		
	土地評価:千早							
	(機動取得担当) 課長代理	対象外	五建	2209	不 開 示	補143(東小岩)	不 開 示	対 象 外
	主 任		五建	2210 (2211綜合)		補143(東小岩)		
			五建	2212		補142(南小岩)		
五建			2466	補143(東小岩)				
五建			2467	補143(東小岩)				
五建			2468	補143(東小岩)				
南東建			2121	補143(東小岩)				
土地評価:押上			対象外					
(機動取得担当) 課長代理	対象外	五建	2459	不 開 示	放32(押上)	不 開 示	対 象 外	
主 事		五建	2465		放32(押上)			
		四建	2447		補82(池袋本町)			
		四建	2448		補82(池袋本町)			
		四建	2449		補82(池袋本町)			
		四建	2208		補82(池袋本町)			
土地評価:押上			対象外					
(機動取得担当) 課長代理	対象外	四建	2418	不 開 示	補81(南池袋)	不 開 示	対 象 外	
主 事		四建	2419		補81(南池袋)			
		四建	2420		補81(南池袋)			
		四建	2423		補81(南池袋)			
		四建	2424		補81(南池袋)			
		四建	2422		補81(南池袋)			
土地評価:南池袋								

※残地取得協議・管理区分照会は、各用地現場担当が事務所と調整する。

担当者	事務分担	備考
(取用促進担当) 課長代理 主任 主任 対象外 五建・六建・北北建 東部西部公園・公社・支庁	一般路線ライン総括	特命チーム全体指揮
	五建: [不表示]	
	六建、北北建: [不表示]	
	[不表示] 東部・西部公園 公社: [不表示] 大島支庁: [不表示]	
	[不表示] 三建 補26江原町 [不表示] * [不表示] (特命案件) 主担当	
(取用促進担当) 課長代理 主事 主事 対象外 一建・二建・西建 南東建・北南建・公社	一建、二建: [不表示] 三建: [不表示]	
	西建: 福生3・3・30 ([不表示]、[不表示])、南東: [不表示]	
	北南建: [不表示]	
	公社: [不表示] 補26日黒中央 ([不表示])	
	[不表示] 北南建 西東京3・2・6 [不表示] * [不表示] (特命案件) 副担当	
(木密取用担当) 課長代理 主事 対象外 三建・四建・南西・ 三環状・公社	三建: [不表示]	
	四建: [不表示] 南西建: [不表示]、三沢1期(中込) [不表示]	
	公社: [不表示] 北北建: [不表示] * [不表示] (特命案件) 副担当	DX推進(補助)
(木密取用担当) 課長代理 主事 対象外	木密路線ライン総括	
	<b>木密1G支援(課題整理)・進捗管理(機動取得推進課案件)</b>	* 取用制度の新たな活用に係る 調査研究及び提案を実施
	二建: [不表示]、[不表示]、[不表示] (補28大井)	* 用地取得効率化に向けた現担との
	[不表示] = [不表示] (補26東北沢)	新たな役割分担の検証を実施
	三建: [不表示] そのほか木密1G案件全体の進捗管理を行い、課題整理についてアウトリーチ型支援	
(木密取用担当) 課長代理 主任 対象外	<b>二建・三建の木密路線に係る調整(事務所案件)</b>	* 各班の業務平準化のため 分担は柔軟に見直し
	二建: [不表示] そのほか事務所からの相談案件対応	
	* [不表示] (特命案件)	
	<b>木密2G支援(課題整理)・進捗管理(機動取得推進課案件)</b>	* 取用制度の新たな活用に係る 調査研究及び提案を実施
	六建: [不表示] そのほか木密2G案件全体の進捗管理を行い、課題整理についてアウトリーチ型支援	* 用地取得効率化に向けた現担との 新たな役割分担の検証を実施
(木密取用担当) 課長代理 主事 対象外	<b>四建・五建の木密路線に係る調整(事務所案件)</b>	* 各班の業務平準化のため 分担は柔軟に見直し
	公社受託の木密路線に係る調整(公社案件)	
	四建: [不表示] = [不表示] (補73)	
	五建: [不表示] = [不表示] (補142南小岩)、[不表示] = [不表示] (補142南小岩)	
	公社: [不表示] そのほか事務所、公社からの相談案件対応	
(木密取用担当) 課長代理 主事 対象外	* [不表示] (特命案件)	
	<b>木密3G支援(課題整理)・進捗管理(機動取得推進課案件)</b>	* 取用制度の新たな活用に係る 調査研究及び提案を実施
	四: [不表示]	* 用地取得効率化に向けた現担との 新たな役割分担の検証を実施
	五建: [不表示]、[不表示]	* 各班の業務平準化のため 分担は柔軟に見直し
	そのほか木密3G案件全体の進捗管理を行い、課題整理についてアウトリーチ型支援	
(木密取用担当) 課長代理 主事 対象外	<b>六建の木密路線に係る調整(事務所案件)</b>	
	[不表示] = 補86赤羽西 (OCN)、そのほか事務所からの相談案件対応	
	* [不表示] (特命案件)	

※ [不表示] は個人名につき、日本共産党都議団の責任で作業しました。